

# UC丸善アカデミックカード会員特約

## 第1条(名称)

本カードは、丸善雄松堂株式会社(以下「丸善」という)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)が提携して発行するもので、UC丸善アカデミックカードと称します。

## 第2条(会員資格)

本特約とUCカード会員規約を承認してカード利用の申込みをし、丸善及びセゾンがカード利用を承諾した方(以下「会員」という)に対し、セゾンはカードを発行します。契約は、丸善及びセゾンが承諾した日に成立するものとします。

## 第3条(会員情報の利用)

会員は、丸善とセゾンにおいて、カードの基本的な機能及び付帯サービスを提供するために必要な範囲で、会員の提出した入会申込書・変更届に記載された情報及びカード利用状況等の情報提供又は交換がなされることを承認するものとします。

## 第4条(本規約の変更等の準用)

UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

以上